

お知らせ

新たなスタッフが入社しました！
元気に毎日頑張っています♪
皆様よろしくお願ひ致します。

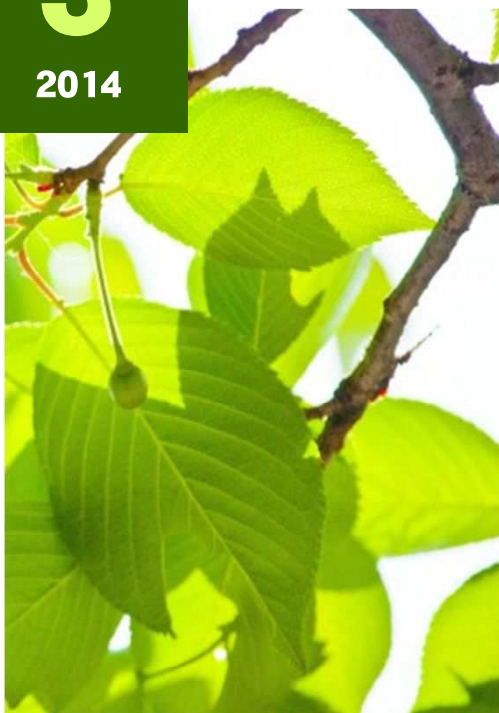
NEWS LETTER

今年も、年度末を迎えます。会社では異動など動きの多い時期ですが、皆さん、然るべき手続きはお済みでしょうか？

掲載内容に関してご不明点等あれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

3

2014



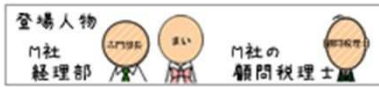
■ 領収証等に貼る印紙、
4月から緩和へ

Message From Staff

- 初めまして
- 横断歩道にて
- 10周年！前祝い

領収証等に貼る印紙、4月から緩和へ

事業者が領収証等に貼る印紙の基準額が平成26年4月1日以降から改正されます。この点を改めて、確認しましょう。



領収証、5万円未満へ緩和

事業者が金銭を受け取った場合に作成する領収証やレシートなど「金銭又は有価証券の受取書」（以下「受取書」）は、原則として印紙を貼る必要があります。これは、この受取書には印紙税がかかるため、納める額の印紙を貼り、消印をすることで印紙税額を納めたことになるからです。

ただし、この受取書は一定額に満たない場合には印紙税がかからず、印紙を貼る必要はありません。この場合の一定額とは、平成26年3月31日までの受け取りであれば3万円ですが、平成26年4月1日以降の受け取りでは5万円へと緩和されています。つまり、4月1日以降の受取書に記載された金額が5万円未満であれば、印紙を貼る必要はありません。

受取書の記載金額

印紙税額は記載された金額を基に決定します。この場合の“記載された金額”とは、受取書に消費税及び地方消費税の金額（以下「消費税等の額」）が区別されて記載されている場合など、消費税等の額がわかる場合には、その消費税等の額を含めない金額となります。例えば、次の通りです。

例. 商品代金、52,920円（本体49,000円、消費税等3,920円）を金銭で受け取り、領収証を作成した場合

ケース①

領収証	
△△△様	平成26年4月10日
<u>金52,920円也</u>	
但 ◇◇代として	
上記金額を領収いたしました。	
	〇〇〇株式会社

52,920円 ≥ 50,000円
∴印紙の貼付が必要

ケース②

領収証	
△△△様	平成26年4月10日
<u>金52,920円也</u>	
(内、消費税等の額3,920円)	
但 ◇◇代として	
上記金額を領収いたしました。	
	〇〇〇株式会社

52,920円 - 3,920円 =
49,000円 < 50,000円
∴印紙の貼付は不要

前ページの受取書の他、同じく平成26年4月1日以降から印紙税が緩和される措置があります。こちらをあわせて確認しましょう。

4月1日以降、軽減措置拡充へ

受取書の他、印紙税が緩和されるのは、「不動産譲渡契約書」及び「建設工事請負契約書」です。これらは、平成9年4月1日から平成26年3月31日まで印紙税の軽減措置の対象でしたが、平成26年4月1日以降、さらに軽減措置が拡充されます。具体的な印紙税額は、下表で確認しましょう。

対象となる契約書を確認

この軽減措置の対象となる「不動産譲渡

契約書」とは、印紙税法別表第一第1号の物件名の欄1に掲げる「不動産の譲渡に関する契約書」をいい、「建設工事請負契約書」とは、印紙税法別表第一第2号に掲げる「請負に関する契約書」のうち、建設業法第2条に規定する建設工事の請負に係る契約に基づき作成されるものをいいます。これらの契約書については、不動産の売買や建設工事の請負当初に作成される契約書の他、売買金額の変更、請負工事の内容変更に伴う変更契約書等についても軽減措置の対象となります。

【軽減措置の対象となる、不動産譲渡契約書、建設工事請負契約書に係る印紙税額表】

契約金額（※）		本則	～H26. 3. 31	H26. 4. 1～ H30. 3. 31
不動産譲渡契約書	建設工事請負契約書			
1万円未満		非課税		
1万円超 10万円以下	1万円超 100万円以下	200円		200円
10万円超 50万円以下	100万円超 200万円以下	400円		
50万円超 100万円以下	200万円超 300万円以下	1,000円		500円
100万円超 500万円以下	300万円超 500万円以下	2,000円		1,000円
500万円超 1,000万円以下		10,000円		5,000円
1,000万円超 5,000万円以下		20,000円	15,000円	10,000円
5,000万円超 1億円以下		60,000円	45,000円	30,000円
1億円超 5億円以下		100,000円	80,000円	60,000円
5億円超 10億円以下		200,000円	180,000円	160,000円
10億円超 50億円以下		400,000円	360,000円	320,000円
50億円超		600,000円	540,000円	480,000円

（※）契約金額は、受取書と同様、消費税等の額がわかる場合には、その消費税等の額を含めない金額となります。

【参考】印紙税法別表第一

第1号：

1 不動産、鉱業権、無体財産権、船舶若しくは航空機又は営業の譲渡に関する契約書

（注）無体財産権とは、特許権、実用新案権、商標権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、商号及び著作権をいいます。
（例）不動産売買契約書、不動産交換契約書、不動産売渡証書など

（2以下略）

第2号：請負に関する契約書

（注）請負には、職業野球の選手、映画（演劇）の俳優（監督・演出家・プロデューサー）、プロボクサー、プロレスラー、音楽家、舞踊家、テレビジョン放送の演技者（演出家、プロデューサー）が、その者としての役務の提供を約することを内容とする契約を含みます。

（例）工事請負契約書、工事注文請書、物品加工注文請書、広告契約書、映画俳優専属契約書、請負金額変更契約書など

Message From Staff

初めまして

いつもお世話になっております。

今年2月末に入社致しました新参者です。

1児の母でもあり、育児と仕事で充実した日々を送っています。

自営業経験者として、皆様のお役に立てるよう邁進していきたいと思っておりますので、今後とも宜しくお願い致します。

竹内 菜美



横断歩道にて

通勤途中にある横断歩道。交通量が少なく赤信号でも渡る人がよくいます。ある朝、子供が1人渡ろうとした時、後ろから母親が「コラ！赤でしょ！」の一言で子供が止まる。横断中のおっちゃんが小走りになる。明らかに渡ろうとしていたおっちゃんがビクッと止まる。

私も社会人として恥ずかしくない行動をとろうと、改めて誓った朝でした。

松尾 圭司

10周年！前祝い

先日「岡村税理士事務所祝開業10周年」のお祝いのお花をいただきました！

正式に10周年を迎えるのは今年の7月になります（^^）

あと4ヶ月枯らすことなく、下のほうの蕾もキレイに咲くように大切にお世話していきます。

胡蝶蘭が一番喜ぶ温度は18℃～25℃とのことでした。

この寒さを乗り越えて頑張ってください♪

直江 美佳



岡村税理士事務所 / (株)プラス・アルファ

JR 神戸線 六甲道駅下車徒歩1分

お近くにお越しになられた際は、お気軽にお立ち寄りください。

